

新潟市都市計画マスタープランの改定について

◎都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスタープラン改定を見据えた見直し

- ・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に即した見直しを行う。

○「都市マス」策定から10年以上が経過

- ・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

■今後の進め方

○有識者で構成される「(仮称)都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、令和3年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び議会で報告・意見を頂きながら議決を予定

■各区自治協議会へのお願い

○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たりご意見をお願いしたい。

※ 現在の都市マスにおける「区別構想」は、別添のとおり

○スケジュール

概ね年内中に区別構想の素案を提示しますので、年明けに意見聴取をお願いします。

都市計画マスタープランの位置づけと構成

市政全般(新潟市計画)



広域計画 (新潟県計画)

新潟都市計画区域 マスタープラン

即す

即す

各分野

都市計画

都市計画マスタープラン

交通

にいがた都市交通戦略プラン

住宅

新潟市空き家等対策計画

産業

新潟市企業立地プラン

公共施設等

新潟市財産経営推進計画

福祉

新潟市地域福祉計画

防災

新潟市国土強靱化地域計画

景観

新潟市景観計画

⋮

都市計画

新潟市都市計画基本方針 (都市計画マスタープラン)

住宅・工業・商業の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設に関する まちづくりの基本方針

全体構想 市全域を対象とした長期的な展望を示す

- ・人口減少社会に適合したまちづくり
- ・災害に強いまちづくり

8つの区別構想 区を対象とした将来像と方向性を示す

- ・区として特に力を入れて取り組むことを明示

即す

個別施策・事業

- 土地利用における規制・誘導
- 都市施設の整備

西蒲区

《西蒲区の将来像》 -区ビジョン基本方針より-
 ～豊かな自然環境や観光資源に恵まれた、人と人が温かくふれあうまち～

《区づくりの方向性》

- ① 巻駅周辺を地域拠点として機能の充実を図ります。岩室、西川、潟東、中之口の各中心部を生活圏の拠点として機能を強化します。
- ② 広大な農地の多面的機能の維持向上に努めるとともに、基幹産業である農業の振興を図り、都市と農村が共生するまちづくりを進めます。
- ③ 国道116号、国道460号の交差点を中心として、海岸側の国道402号および、今後、整備に取り組む(仮称)新潟中央環状道路により骨格的な道路ネットワークを形成します。
- ④ 区民生活に必要な公共交通の利便性の向上を図ります。また、巻潟東インターの交通結節点としての機能を活かした整備などに取り組みます。
- ⑤ 海、山、平野からなる恵まれた自然環境を保全するとともに、区の観光資源として有効活用を図り、岩室温泉など観光拠点づくりに取り組めます。

図 西蒲区構想図

